

# 1. うるま市水道事業の沿革

## (1) はじめに

うるま市水道事業は、平成 17 年 4 月 1 日の旧具志川市、旧石川市、旧勝連町、旧与那城町の 4 市町合併により誕生した。

平成 15 年 7 月 1 日の法定合併協議会が設置された日から、22 回の合併協議会と 60 回に及ぶ水道専門部会・作業部会において慎重な審議・調整を重ね、新市『うるま市』が誕生した。新市の誕生に伴い、平成 17 年 3 月 31 日に「4 市町の水道事業の廃止(具志川市は厚生労働省第 331057 号、石川市、勝連町、与那城町は沖縄県指令福 1057 号)」、翌 4 月 1 日には「うるま市水道事業の創設認可(厚生労働省発健第 401019 号)」を得て、名実ともに新しい組織が誕生した。

うるま市水道局の事務所は、旧具志川市水道局庁舎とし、初代水道事業管理者には、旧具志川市の収入役であった名嘉眞治夫氏が就任。部長制を導入し 1 局 1 部 4 課 8 係の新体制でのスタートとなった。

合併による給水区域の大幅な拡大に伴い、市民サービス向上のため、コンビニエンスストアでの水道料金の支払いを開始した。また、これからも全市的な安定供給、漏水等不測の事態に備えるため、配水ブロック化、将来老朽化する水道施設の再構築等を含め早期に実施計画を進めていく必要が出てきている。

平成 18 年度の事業は、旧事業体で運用されていた配水池等の監視装置を整備統合するため、国庫補助金、合併特例事業債等の活用を図りながら、224,374,500 円を投じ、配水池等中央監視装置統合整備事業を実施した。配水施設の水位流量監視をはじめ、安全対策としての監視カメラの設置、また島嶼における水質計の設置及び津堅島配水池への塩素生成装置の導入など、水道水の安定供給を目的とした配水監視体制の構築と水質監視体制を強化した。

また、開閉栓業務をうるま市シルバー人材センターに委託したことにより、その委託経費を大幅に削減することができた。すでに普及率が 99.95%に達している当市は、経営の安定化を図るためには有収率の向上、経費の削減等に力を入れなければならない。このため、これからも委託可能な業務については外部委託するなどして、経営の効率化に努めなければならない。

平成 19 年度は、国の公的資金補償金免除による企業債 358,617,778 円の繰上償還を実施し、7%以上の利率の企業債残高を縮減することができた。この公的資金補償金免除による繰上償還は、次年度以降 2 年間引き続き行われる予定なので、このような制度を有効に利用し企業債残高を減らし、経営の健全化に努めたい。また、更なる経費の節減に向けて、初めて集金検針人の定年制度を実施し、平成 20 年 3 月 31 日付けで 12 人の集金検針人の方々が退職した。同日、その長年の功績に対して 12 人の方々に水道事業管理者より感謝状が贈られた。

平成 20 年度は、国の公的資金補償金免除による企業債 354,770,141 円の繰上償還を実施し、6%以上(公庫債については 5%以上)の利率の企業債を繰上償還することができた。

平成 21 年度は、漏水対策として地域活性化・経済危機対策交付金 23,749,950 円により、老朽給水管更新工事を実施した。また、平成 19 年度、20 年度に引き続き、国の公的資金補償金免除による企業債 176,125,281 円の繰上償還を実施し、5%以上の利率の企業債を繰上償還することができた。

平成 22 年度は、市道勝連 2-52 号線道路改良工事に伴い、南風原ポンプ室の新築工事等が行われた。

平成 23 年度は、下水道課との合併に向けて下水道課の一部が水道局庁舎での同居を始めた。

平成 24 年度は、合併して以来初めての赤字決算となり、有収率が 87.23%、漏水率が 10.43%と大変厳しい結果となった。そこで、「有収率向上対策委員会」を立ち上げ、漏水・配水量調査部

会、整備計画部会、量水器管理部会等7部会を設け様々な方向から、有収率向上に向け対策を検討するとともに、老朽給水管更新工事に力を入れ、有収率の向上に向けて精力的に取り組み始めた。

平成25年度は根本的な全市の漏水等の把握に向けて「うるま市有効率改善調査業務委託（3年間の長期継続契約）」を行った。決算の結果としては今年度も大幅な赤字となったが、今後は調査結果をもとに、迅速な修繕工事を実施し有収率の向上を図ることとした。

平成26年度は「うるま市有効率改善調査業務委託」の2年目の年であり、調査、発見、早急な修繕という流れのもと、有効率は90.29%（前年比1.36%）、有収率88.03%（前年比1.42%）とわずかながら改善が見られた。また機構改革により更なる業務の効率化を目的に、水道局を水道部とし、4課8係を総務課（総務係・企画経営係）、営業課（料金係・給水係）、工務課（工事係・管理係）の3課6係の体制へと改革した。さらに、会計制度が46年ぶりに改正され、新地方公営企業会計を適用することとなった。

平成27年度は「うるま市有効率改善調査業務委託」の3年目で、これにより有効率93.24%（前年比2.96%）、有収率90.98%（前年比2.95%）と改善が見られ、有収率については合併後初めて90%を超えた。

平成28年度は、配水ブロック中央監視システム整備工事の完了に伴い、同システムの運用を平成28年4月より開始した。配水ブロック化整備とともに、ブロック別配水量の把握、水圧・水量の適正管理、監視体制強化など配水の効率的・安定的な運用を図る。

平成29年度は、平成20年度に策定した「うるま市水道ビジョン」の改定及び将来にわたる経営基盤の強化と財政マネジメント向上のため、「うるま市新水道ビジョン」と「うるま市水道事業経営戦略」の策定作業を一体的に開始した。また、津堅島海底送水管の更新のための調査・測量業務に着手した。

平成30年度は、甚大で広範囲な災害が発生した場合に応急給水、応急復旧などの応急活動の体制を備えるため、平成30年8月にうるま市管工事組合と「水道災害等における応援活動の協力に関する協定」を締結した。

また、津堅島における残留塩素濃度の適正化を図るため、平敷屋配水池に追塩装置を整備した。（これまでは、水質保全のための排水で残留塩素濃度を保持していた）

新水道ビジョン及び水道事業経営戦略の策定にあたり、うるま市水道事業審議会（地域の水道利用者や有識者で構成）を7回開催、審議を経て、平成31年3月に新水道ビジョン及び水道事業経営戦略を策定した。

令和元年度は、新水道ビジョン及び水道事業経営戦略の進捗管理を開始した。（推進方策である「無効水量の減少への取り組み」では、新たに水圧測定業務の開始をはじめ、「基幹施設の耐震化」においても、配水池やポンプ場の耐震詳細診断を開始した）また、水道の基盤の強化を図るため水道法の一部改正が令和元年10月1日より施行された。（改正の概要 1.関係者の責務の明確化 2.広域連携の推進 3.適切な資産管理の推進 4.官民連携の推進 5.指定給水装置工事事業者制度の改善）これを踏まえ、指定給水装置工事事業者更新制への規程改正等を行った。

令和2年度は、下水道事業が地方公営企業法の全部を適用することを受け、上下水道事業の効率的かつ機能的な組織体制を構築するため、水道事業と下水道事業における総務、企画、経理部門を統合し、総合計画及び経営計画（経営戦略）の進捗管理及び危機管理を総括する企画経営係を新設するなど、水道部4課12係（水道事業・下水道特会）を水道部4課13係（水道事業・下水道事業）の体制へ組織改編を行った。

## (2) 旧具志川市水道のあゆみ

旧具志川市の水道事業は、市中央部の安慶名、平良川、上平良川を第1次給水区域とし、当初は自己水源による事業計画で、昭和36年3月3日に琉球政府の認可を受け創設された。

昭和36年7月24日、財源や水源等の事情により水道公社（現企業局）から浄水を受水し給水する事業変更認可を受け、昭和37年11月20日より当該地域への全面給水を開始した。その後は飲料水の乏しい地域から順次拡張を行い、昭和49年4月米軍基地への給水を開始、昭和52年4月には栄野比簡易水道、同年9月には昆布簡易水道をそれぞれ本市水道事業に統合した。

昭和42年7月水道公社が米軍基地内で地下水の取水を始めたため、周辺の井戸が枯渇する被害が発生した。同年9月、水道公社は井戸枯渇の代償として被害地域へ公社井戸からの源水給水を開始するが、地下水取水を続行したため井戸の枯渇は増し、昭和46年には天願川が干上がり、また各地で地盤沈下が起こるなど相次いで被害が発生した。昭和47年県企業局（旧水道公社）は被害地域への取水見返りとして、直接無料給水を開始、市の水道は一部地域で変則的な給水が行われた。昭和61年4月県企業局の直接給水が全て市に移管され、旧具志川市水道事業は市全域に給水することとなった。

その後、沖縄振興開発計画に基づく中城湾埋立事業に対応するために、第8次拡張事業の変更認可を平成元年3月7日に受けた。このように8次にわたる拡張事業により給水区域を行政区域全域に拡張し、送・配水管工事、具志川配水池、志林川配水池、昆布配水池築造工事を実施し、市民へ安定給水の確保ができるように努めてきた。

平成8年3月29日には開発による水需要に対応するため第9次拡張事業の変更認可を受け、平成16年2月27日には、さらなる人口増加、給水量の増加に伴い第10次拡張事業の変更認可を受け、施設整備を実施してきた。

昭和62年には市庁舎の建設に伴い、庁舎建設負担金（110,000千円）を支出し、事務所を市庁舎へ移転した。

平成3年4月1日には、水道事業の経営責任を明確にして合理性と能率性を発揮し、事業の発展を図るため、管理者制が設置された。

平成4年には具志川市水道事業30周年記念式典を開催し、記念誌を発刊した。

平成14年2月に水道局庁舎建築工事を着工し、同年の11月に竣工した。翌、平成15年1月6日より水道局新庁舎での業務を開始した。また、庁舎の完成に併せて同年2月5日に具志川市水道通水40周年記念式典と水道局庁舎落成祝賀会を開催した。

## (3) 旧石川市水道のあゆみ

旧石川市の水道事業は、昭和42年5月1日に創設認可を得て、字石川1区から9区までを中心とする市街地と伊波区、嘉手苅区を給水区域としてスタートした。

その後、これまで地下水を主水源とする簡易水道にて給水していた地区、東恩納区、前原区、美原区を給水区域に取り込み、さらには埋立地（赤崎地区）の企業誘致計画に対応するため、昭和46年11月30日に第1次拡張事業の変更認可を受け、水道施設の整備拡充に努めた。

昭和47年には石川市が都市計画区域に決定されると、都市施設の整備拡充に伴い昭和45年まで減少が続いた人口も増加に転じた。さらに山城区、楚南区を給水区域とする第2次拡張事業は昭和55年2月13日に変更認可を受けて逐次給水区域の拡張を行い、市内ほとんどの区域を給水することとなった。しかし、なお人口増加と近年の生活水準の向上に伴う水需要は増加傾向にあり、経済の発展及び日帰り型リゾート施設、公有水面埋立事業による水需要の増加に対応しなければならなかった。そのため、昭和59年1月20日に第3次拡張事業の変更認可を受けて水道施設の整備拡張を行い、平成6年4月20日には区画整理に伴う宅地開発事業計画に対応するため

に第4次拡張事業の変更認可を受け、合併の現在まで拡張事業を展開してきた。

#### (4) 旧勝連町水道のあゆみ

旧勝連町の水道事業は、字平安名にある井戸を自己水源とする給水区域で、昭和35年の弁務官資金で水道施設を施工し、平敷屋簡易水道事業として給水を開始したのが始まりである。その後、同資金を活用して昭和36年には津堅地域、昭和38年には内間、平安名地域で順次給水を開始し、南風原地域を除く各地域で区営により簡易水道事業が営まれた。

昭和45年には自己水源による給水から、水道公社（現企業局）より浄水を受水し給水を行う計画で南風原簡易水道事業が村営により発足した。翌、昭和46年6月には琉球政府により水道事業の経営認可を受け、独立採算制を基本原則とする企業経営がなされることとなった。

その後、第1次拡張事業により平敷屋地域が村営の上水道に統合され、昭和47年5月には第2次拡張事業により、米軍施設を給水区域に拡張し、第3次拡張事業では内間・平安名地域を給水区域とした。さらに昭和49年には津堅簡易水道事業の認可を受け津堅島海底送水管布設工事を終え、島民の長年の夢であった安定した水需要の供給が達成された。

また、浜比嘉島においても昭和49年に区営による簡易水道事業経営を開始し、同年に事業認可を受け、昭和51年には村営に移管し、勝連区域全域を給水区域として施設拡張を完了させた。

昭和55年4月1日に町への昇格により町政が施行され、昭和58年までに平敷屋地域をはじめ、津堅、内間、平安名及び南風原地域の水道施設整備を実施し、施設の拡充と給水区域の拡大による安定供給を進め、昭和59年2月には津堅簡易水道を廃止し上水道事業へ統合する第4次拡張事業の変更認可を受け、津堅配水池、南風原配水池、同地域の配水管布設工事が平成3年2月まで進められた。その後も、引き続き将来にわたる水需要量の増加に対応するため平成3年5月に第5次拡張事業の変更認可を受けて平安名、平敷屋配水池、南風原、内間、平安名、平敷屋地内の老朽管の布設替工事や送配水管布設工事を実施し、平成11年3月に第5次拡張事業の第1回変更で、公有水面埋立が完了した中城湾港新港地区への水道施設拡張に対応するため、配水池の築造と浜比嘉地内送配水管布設工事等を実施し、平成14年3月28日に浜比嘉島の簡易水道事業を廃止し上水道へ統合する第5次拡張第2回変更認可を受けてきた。

#### (5) 旧与那城町水道のあゆみ

旧与那城町の水道事業は、昭和44年7月に水道事業創設認可を受け、同年、国庫補助事業として屋慶名区での整備を開始。以来、与那城、饒辺、照間と本島内の区域を給水区域として取り込みながら、水道施設整備を進めてきた。

また、旧与那城町は当時3つの有人離島を抱えており、現在のような架橋がないために、その島に点在する井戸等を利用した簡易水道として急場をしのいでいる現状であった。

そこで、当時の石油関連企業の平安座島への進出に伴い、海中道路建設が着工されたのをきっかけに平安座島、宮城島の水道施設整備を進め、給水区域の拡大に努めて地域住民の生活環境の改善に貢献した。昭和53年には本島の西原区の整備拡張を行い、昭和56年には伊計大橋の架橋建設に並行して伊計区の水道施設整備を完了させた。3次にわたる変更認可を経て実施してきた施設整備計画は、ほぼ行政区域全域を計画給水区域とする施設整備の一応の完成をみた。

しかし、その後人口は激減していくなか、平成6年1月1日には村から町への昇格により町政が施行されると、近年の都市化と生活水準の向上に伴って、給水量は増大してきた。また、平安座以北でのリゾート開発等による観光シーズンの水需要の拡大、正月、お盆の帰省による一時的な水需要の拡大は、施設能力以上の需要となり対応できず、慢性的な供給不足が続いていた。このため平安座以北への主要な供給施設となる送水管の増設等が急務となり、平成7年9月22日